用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申出様式に記録すべき事項及び原案を申出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を原案とみなし、その入力を省略することができる。

（識別番号等の通知）

第二条の三　電子情報処理組織を使用して法第十二条第一項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3　書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（産業標準の案等の審議に係る公正な手続）

第二条の四　法第十三条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める公正な手続は、次のとおりとする。

一　産業標準の案（法第十六条において準用する場合にあつては、産業標準の確認、改正又は廃止の案。以下同じ。）は、生産者、使用者及び消費者その他の当該案に係る実質的な利害関係を有する全ての者の意向を反映するよう委員及び臨時委員の構成について配慮された日本産業標準調査会（部会が置かれている場合にあつては、部会を含む。）において審議すること。

二　産業標準の案の答申には、議決に際し少数意見があり、かつ、委員又は臨時委員から要求があるときは、その少数意見を付記すること。

2　前項に定めるもののほか、審議に係る公正な手続に関し必要な事項は、会長が日本産業標準調査会に諮つて定める。

（認定産業標準作成機関からの申出）

第二条の五　法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定産業標準作成機関が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を産業標準の案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その提出を省略することができる。

一　申出人の住所及び氏名又は名称

二　制定、確認、改正又は廃止しようとする産業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別

三　制定、確認、改正又は廃止しようとする理由

四　産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過又は産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第四条第二号に規定する産業標準作成委員会の議事録

（準用）

第二条の六　第二条の二及び第二条の三の規定は、法第十四条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第二条の二第三項中「原案」とあるのは、「産業標準の案」と読み替えるものとする。

［新設］

用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申出様式に記録すべき事項及び原案（工業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする工業標準を原案とみなす。）を申出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

（識別番号等の通知）

第二条の三　電子情報処理組織を使用して法第十二条第一項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3　第一項の書面を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、主務大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の書面を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（工業標準の案等の審議に係る公正な手続）

第二条の四　法第十三条第一項（法第十四条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める公正な手続は、次のとおりとする。

一　工業標準の案（法第十四条において準用する場合にあつては、工業標準の確認又は廃止の案を含む。以下同じ。）は、生産者、使用者及び消費者その他の当該案に係る実質的な利害関係を有するすべての者の意向を反映するよう委員及び臨時委員の構成について配慮された日本工業標準調査会（部会が置かれている場合にあつては、部会を含む。）において審議すること。

二　工業標準の案の答申には、議決に際し少数意見があり、かつ、委員又は臨時委員から要求があるときは、その少数意見を付記すること。

2　前項に定めるもののほか、審議に係る公正な手続に関し必要な事項は、会長が日本工業標準調査会に諮つて定める。

［新設］